

		住 民 基本台帳	外国人 登 録	合 計	前月比
人 口	男	37,728	362	38,090	26減
	女	38,495	484	38,979	5 増
	計	76,223	846	77,069	21減
世帯数		37,519	429	37,948	3 減

平成
19年度

狛江市総合防災訓練

～首都直下地震に備えて～

8月26日(日)

午前9時～11時30分

(地区訓練会場は、10時30分ごろまで)

総合訓練⇒市民グランド

地区訓練⇒第六小学校

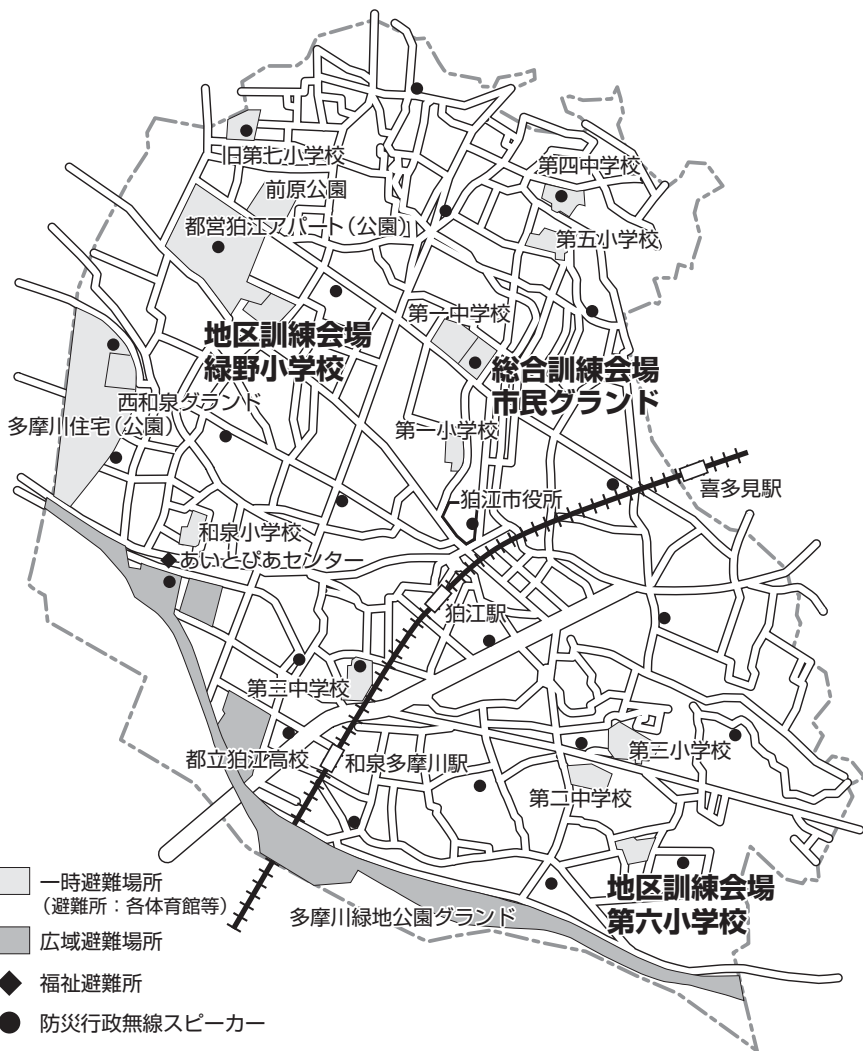
および緑野小学校

会場



救出救護の体験訓練

訓練会場・各避難場所・避難施設と防災行政無線スピーカー



※訓練会場は上記3カ所ですが、実際の災害時に市民の皆さんが避難する各避難場所・避難施設等は地図のとおりです。最寄りの避難所等までの経路等を、各自で確認しておきましょう。

切迫性が指摘されている首都直下地震などによる被害を軽減するためには、自らの命は自らが守るという市民一人ひとりの防災行動力を高めることと、自分たちのまちは自分たちで守るという地域での助け合いが欠かせません。これらの充実を目的に市民の参加・体験を重点とする訓練を実施します。

総合訓練会場では、防災全般についての総合訓練、地区訓練会場では、各地域の方々による避難所開設・運営など実践的な訓練を実施します。市民の皆さんは、避難経路などを確認しながら希望する会場へ向かい訓練に参加してください。この機会に防災行動の基本を確認し、災害に強いまちにしましょう。

なお、当日は訓練の開始をお知らせするため、午前9時に防災行政無線スピーカーからの地震一斉放送および消防団器具置場のサイレン一斉吹鳴を行います。

また、緊急自動車のサイレンなどで迷惑をおかけしますが、ご理解とご協力をお願いします。

(問い合わせ) 総務防災課

訓練想定

8月26日(日)午前9時、多摩直下地震発生(マグニチュード7.3程度)、狛江市震度6弱、市内4カ所火災発生、建築物の倒壊120棟、焼失543棟、電話・電気・ガス・水道機能停止

総合訓練会場

↓市民グランド

- ▽避難訓練(狛江市防災会支部、警察官、交通安全協会員が誘導)
- ▽体験訓練(消火、救出、応急救護、仮設トイレ組み立て)
- ▽飲料水確保訓練
- ▽市災害対策本部設置・運営訓練
- ▽避難路確保訓練、医療救護所設営訓練

地区訓練会場

↓第六小学校・緑野小学校

- ▽避難訓練(狛江市防災会支部)
- ▽災害備蓄倉庫の開放・備蓄物資確認
- ▽避難所開設・運営訓練(アルファ化米炊き出し、仮設トイレ・テント設営、避難者居住スペース設定)

- ▽ライフライン応急復旧訓練(管工事組合、NTT、東京電力、東京ガス)
- ▽アルファ化米の炊き出し訓練(赤十字奉仕団)
- ▽医療救護訓練(市医師会)
- ▽救助救急活動訓練(東京消防庁ハイパーレスキュー隊など)
- ▽消火活動訓練(狛江消防署、市消防団、市地区消防隊)
- ▽一斉放水

「C 型肝炎 インターフェロン 治療 医療費 助成制度」を 10 月から 開始 します

「B 型・C 型肝炎ウイルス 肝炎 入院 医療費 助成制度」は、

9 月 30 日で 終了 します

〔対象〕 都内に 1 年以上 住所 があり、都が 指定 する 肝臓 専門 医療 機関 で、C 型肝炎 の イ

ンターフェロン 治療 を 要 する と 診断 された 方

〔助成内容〕 インターフェロ

ンの 治療 にかかる 保険 診療 (入院・外来) の 医療 費 の う ち、限度 額 (一 医療 機関 ごと に、入院・外来 別に 月額 3 万 5,400 円) を 超 えた 金額

〔問い合わせ〕 社会福祉課

生計 困難 者 に対する 狛江市 社会福祉 法人 等に よる 利用者 負担 額 軽減 介護 保険 サービス

市内の 社会福祉 法人 が 提供 している 介護 保険 サービス を 利用 されて いて、次に 該当 する 方は、サービス 利用 料 (自 己 負担 分) の 減 額 が 受け ら れ ます。

〔軽減 額〕 介護 保険 サービス 自己 負担 額 の うち 25 %

〔対象〕 次の すべて の 条件 を 満た する 方

▽世帯 の 年間 収入 が 基準 収入 額 (一人 世帯 の 場合は 150 万円、世帯 構成 員 が 1 人 増 える ごと に 50 万円 を 加 えた 額) 以下 である こと。

▽世帯 の 預貯 金 額 が 基準 貯蓄 額 (一人 世帯 の 場合は 350 万円、世帯 構成 員 が 1 人 増 える ごと に 100 万円 を 加 えた 額) 以下 である こと。

▽負担 能力 の ある 親 族 等に 扶 養 されて いない こと。

サービス 提供 事業 所 およ び 軽減 対象 サービス

サービス 提供 事業 所	軽減 対象 サービス
こまえ 正吉 苑	訪問 介護、介護 予防 訪問 介護、通所 介護、介護 予防 通所 介護、認知 症 対応 型 通所 介護、短期 入所 生活 介護、介護 予防 短期 入所 生活 介護
あい と ぴ あ	訪問 介護・介護 予防 訪問 介護

〔問い合わせ〕 高齢福祉課

行政 けいご ばん

8 月 の 夜 間・日 曜 納 税 窓 口 の 税 の 納 め 忘れ は あ り ませ ん か

▽日 曜 納 税 窓 口

〔日時〕 26 日 (日) 午前 8 時 30 分 ～ 午後 5 時

▽夜 間 納 税 窓 口

〔日時〕 30 日 (木) 午後 8 時 まで

〔会場〕 収納課

8 月 は、平成 19 年度 市 民 税・都 民 税 (第 2 期 分)、国 民 健康 保 険 税 (第 2 期 分)、介護 保 険 料 (第 2 期 分) を 31 日 (金) まで に 納 め て くだ さい。

※納 付 は 便 利 で 納 め 忘れ の な い 口座 振 替 を ご 利 用 くだ さい。

〔問い合わせ〕 収納課

● 障 害 受 給 者 証 が 新 し く な り ます

心 身 障 害 者 医 療 費 助 成 制 度 受 給 者 証 (障 害 受 給 者 証) が 9 月 1 日 から 新 し く な り ます。有 効 期 限 は 平成 20 年 8 月 31 日 まで の 1 年 間 で す。

〔対象〕 身体 障 害 者 手 帳 1 級・2 級 (内 部 障 が い (心 臓・じん 臓・呼吸 器・ぼう こう・直 腸・小 腸・ヒト 免疫 不全 ウィルス に よ る 免 疫 の 機 能 障 が い) は 3 級 も 含 む)、ま た は 愛 の 手 帳 1 度・2 度 に 該 当 し 平成 18 年 中 の 所 得 が 下 表 の 所 得 制 限 基 準 額 以下 の 方 で す。

た だ し、健康 保 険 未 加 入 者、生 活 保 護 受 給 者、65 歳 以上 で 初 め て 身 体 障 害 者 手 帳 や 愛 の 手 帳 を 取 得 し た 方 等 は 対 象 と な り ませ ん。

● 障 害 受 給 者 証 を お 持 ち で な い 方

で 該 当 する と 思 わ れ る 方 は、お 問 い 合 わ せ の 上、申 請 し て くだ さい。

※現在 障 害 受 給 者 証 を お 持 ち の 方 は 申 請 の 必 要 は あ り ませ ん。

〔申 請 に 必 要 な も の〕 健康 保 険 証・印 鑑・身 体 障 害 者 手 帳 ま た は 愛 の 手 帳・1 月 2 日 以 降 市 内 に 転 入 し た 方 は、平成 19 年度 住 民 税 課 税 (非 課 税) 証 明 書 (総 所 得 額・控 除 額・扶 養 人 数 等 が 記 載 さ れ て い る も の)

新 し い 障 害 受 給 者 証 は、8 月 下 旬 に 郵 送 し ます。9 月 1 日 以 降 に 受 診 する と き は、必 ず 新 し い

障 害 受 給 者 証 と 健康 保 険 証 を 一 緒 に 医 療 機 関 の 窓 口 へ 提 出 し て くだ さい。

また、期 限 の 切 れ た 障 害 受 給 者 証 は 使 用 で き ませ ん の で、保 険 年 金 課 に 返 却 し て くだ さい (郵 送 可)。

所得 制 限 基 準 額 表 (所得 と は、収入 から 必 要 経 費 を 引 い た も の で す)

扶 養 者 の 数	所得 制 限 基 準 額
0 人	360 万 4,000 円
1 人	398 万 4,000 円
2 人	436 万 4,000 円
3 人	474 万 4,000 円
4 人	512 万 4,000 円

※所得 から 控 除 で き る も の

1. 雑 損
2. 医 療 費
3. 社会 保 険 料
4. 小 規 模 企 業 共 済 等 掛 金
5. 障 害 者 (扶 養)
6. 配 偶 者 特 別
7. 寡 婦 (夫)・特 別 寡 婦
8. 勤 労 学 生
9. そ の 他

〔申 請 先・問 い 合 わ せ〕 8 月 21 日 (火) まで に 保 険 年 金 課 へ。

年 金 加 入 記 録 を い つ で も 確 認 で き る 「年 金 個 人 情 報 提 供 サービス」が 便 利 で す

社会 保 険 庁 ホ ー ム ペ ー ジ (http://www.sia.go.jp/) で は、

24 時 間 い つ で も、ご 自 分 の 年 金 個 人 情 報 を 確 認 する こ と が で き る 年 金 個 人 情 報 提 供 サービス を 行 っ て い ます。

年 金 個 人 情 報 提 供 サービス で は、公 的 年 金 制 度 の 加 入 履 歴、国 民 年 金 の 保 険 料 納 付 状 況、厚 生 年 金・船 員 保 険 の 標 準 報 酬 月 額・標 準 賞 与 額 を 確 認 する こ と が で き ます の で、ぜ ひ ご 利 用 くだ さい。

た だ し、老 齡 年 金 を 受 け て い る 方 や 共 済 組 合 の 組 合 員 の 方 は ご 利 用 で き ませ ん。

な お、年 金 個 人 情 報 提 供 サービス を 利 用 する に は、あ ら か じ め ユーザー ID・パス ワード の 申 し 込 み が 必 要 で す。申 し 込 み から 発 行 する まで に は、2 週 間 以上 の 期 間 を 要 する と 見 込 ま れ ます の で、あ ら か じ め ご 承 知 くだ さい。

〔問 い 合 わ せ〕 府 中 社会 保 険 事 務 所 ☎ 042(361)1011

社会 保 険 事 務 所 職 員 を 名 乗 る 振 り 込 め 詐 欺 に ご 注 意 くだ さい

最近、社会 保 険 事 務 所 職 員 を 装 い、「医 療 費 の 還 付 金 が ある の で 手 続 き を し て くだ さい」と 電 話 を かけ、銀 行 の 現 金 自 動 預 け 払 い 機 (ATM) に 行 く よ う 指 示 し、振 り 込 み を 行 わ せ る 振 り 込 め 詐 欺 が 多 発 し て い ます。社会 保 険 事 務 所 が 還 付 金 等 を

支 払 う 場 合 に、職 員 が 直 接 電 話 で 連 絡 し、ATM の 操 作 を お 願 い する こ と は あ り ませ ん。

社会 保 険 事 務 所 の 職 員 と 名 乗

つ た 電 話 や 訪 問 で 不 審 な 点 が あ る と き は、その 場 で 対 応 する こ と な く、社会 保 険 事 務 所 へ 確 認 する など 十 分 に ご 注 意 くだ さい。

な お、社会 保 険 事 務 所 の 職 員 が 訪 問 する 際 は、身 分 証 明 書 を 提 示 し ます の で ご 確 認 くだ さい。

〔問 い 合 わ せ〕 府 中 社会 保 険 事 務 所 ☎ 042(361)1011

年 金 受 給 者 が 住 所 を 変 更 し た と き は 手 続 き が 必 要 で す

年 金 を 受 給 し て い る 方 が、住 所 を 変 更 し た と き は、転 居 先 の

国民 健康 保 険 医 療 費 通 知 を 送 付 し ます

被 保 険 者 の 方 の 健康 つく り の 参 考 と し て、8 月 中 に 医 療 費 通 知 を お 送 り し ます。

こ れ は、国民 健康 保 険 証 (老 人 医 療 の 方 を 除 く) を 使 っ て 5 月 中 に 診 療 を 受 け た 方 の、医 療 機 関 から 市 へ 請 求 の あ っ た 診 療 に 要 し た 医 療 費 の 総 額 で す。病 院 の 窓 口 で 支 払 っ た 金 額 で は あ り ませ ん。差 額 ベ ッ

〔問 い 合 わ せ〕 保 険 年 金 課

最近、社会 保 険 事 務 所 職 員 を 装 い、「医 療 費 の 還 付 金 が ある の で 手 続 き を し て くだ さい」と 電 話 を かけ、銀 行 の 現 金 自 動 預 け 払 い 機 (ATM) に 行 く よ う 指 示 し、振 り 込 み を 行 わ せ る 振 り 込 め 詐 欺 が 多 発 し て い ます。社会 保 険 事 務 所 が 還 付 金 等 を

住 所 を 管 轄 する 社会 保 険 事 務 所 へ 「年 金 受 給 権 者 住 所・支 払 機 関 変 更 届」を 提 出 し て くだ さい。

な お、こ の 届 け 出 が 遅 れ ます と、各 種 通 知 書 が お 手 元 に 届 か な い こ と も あ り ます の で、忘 れ ず に 届 け 出 を お 願 い し ます。

「年 金 受 給 権 者 住 所・支 払 機 関 変 更 届」は、保 険 年 金 課 窓 口 ま た は 社会 保 険 事 務 所 に あ り ます。

年 金 受 給 者 の 住 所 変 更 に 伴 う 手 続 き の 詳 細 に つ い て は、社会 保 険 事 務 所 ま た は ね ん き ん だ い ヤ ル ☎ 0570(05)1165 へ お 問 い 合 わ せ くだ さい。

〔問 い 合 わ せ〕 府 中 社会 保 険 事 務 所 ☎ 042(361)1011

見 本

親 展

医 療 費 の お 知 ら せ

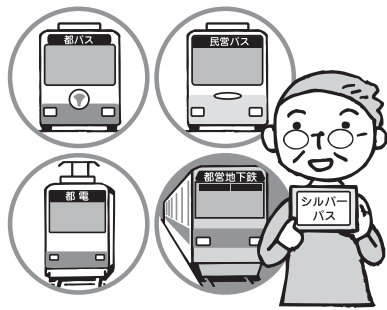
〒201-8585 東 京 都 狛 江 市 和 泉 本 町 一 丁 目 1 番 5 号
狛 江 市 役 所
市 民 部 保 険 年 金 課 国 保 年 金 係
内 線 2281 TEL. 03-3430-1111

問 い 合 わ せ 等 に つ い て は、上 記 に お 願 い し ます。

こ こ から お は が し 下 さ い。
ウ ラ 面 か ら も 同 様 に 左 下 よ り は が し て ご 覧 くだ さい。

東京都シルバーパスの 更新手続きは 9 月中にお願いします

満 70 歳以上の都民の方には申し込みにより、都バス、都営地下鉄、都電、都内民営バスを利用できる「東京都シルバーパス」が発行されます。



円

〔経過措置〕平成 18 年度から市民税が非課税から課税になった方で、平成 18 年度中に経過措置として 1,000 円でパスの発行を受けた方に限り、平成 19 年度の市民税が課税であっても、税制改正に伴う費用負担の経過措置として引き続き 1,000 円でパスを発行します。

また、1,000 円で発行を受ける方のみ次のいずれかの「非課税を確認する書類」が必要です。

▽平成 19 年度介護保険料納入通知書の一枚目（所得段階区分欄に「1」～「4」のいずれかが記載されているもの）

▽平成 17 年度介護保険料納入通知書の一枚目（所得段階区分欄に「1」～「3」のいずれかが記載されているもの）

▽平成 19 年度市民税・都民税非課税証明書

▽平成 17 年度市民税・都民税非課税証明書

▽生活保護受給証明書

※「介護保険料納入通知書の一枚目」は再発行できません。紛失など、手元がない方は「市民税・都民税非課税証明書」等、ほかの書類をご用意ください。

〔問い合わせ〕東京バス協会 ☎（5308）6950（土・日曜日、祝日を除く午前 9 時～午後 5 時）

高齢者皆さんの長寿をお祝いします

高齢者が生きがいや存在感を感じ、住み慣れた地域で快適に安心して暮らしていけるように、市では市民文化の振興や在宅福祉サービス等の環境整備に努めています。

長い間社会に尽くしてこられた高齢者の皆さんに感謝と敬意を表し、長寿をお祝いして次の事業を行います。

高齢者福祉大会

〔日時〕9 月 2 日（日）午前 10 時～午後 1 時

〔対象〕満 75 歳以上の方（9 月 1 日現在）

〔内容〕式典・調布警察の交通安全および防犯のお話・演芸（昭和懐メロ歌謡のなっちゃん）



▲なっちゃん



▲コント山口君と竹田君

ービスセンターこまえ正吉苑、野川・上和泉岩戸・南部各地域センターー

敬老金の支給

9 月 1 日現在で、喜寿・米寿、および白寿以上の方を対象に敬老金を支給します。

敬老入浴券の配布

調布狛江浴場組合のご好意により、市内公衆浴場を無料で利用できます。

〔利用期間〕9 月 14 日（金）～15 日（土）・16 日（日）の 3 日間（一人 1 回に限る）

〔対象〕満 65 歳以上の方

※入浴券は 8 月 21 日（火）から 9 月 12 日（水）まで、次の施設で配布します。

▽配布施設 高齢福祉課、社会福祉協議会、特別養護老人ホームこまえ苑、地域福祉サ

市民活動支援に関するアンケート調査にご協力ください

市内で活動する市民団体の皆さんに、日ごろ団体活動を行う上で必要と感じる支援やサービスについて伺う「市民活動支援に関するアンケート」を行います。

調査結果は、市で行う「市民活動支援センター設置検討



委員会」および狛江市社会福祉協議会で行う「ボランティア・市民活動支援検討委員会」の基礎資料とします。

アンケート用紙は、公共施

〔調査期間〕9 月 30 日（日）まで

〔問い合わせ〕市民協働課またはこまえボランティア・センター ☎（3488）0294



ーその 163ー

お産婆さん

西洋医学に基づく教育を受け、明治以降定められた正規の助産の資格を持ったお産婆さんが、狛江に初めて開業したのは、大正十四年のことでした。

金指カネさん、明治二十三年、神代村入間（現調布市入間町）の生まれ。結婚前、東京帝大附属病院に看護婦として働くかわら、産婆の免許も取得した金指さんは、夫と死別後、岩戸の二の橋近くに移り住み、産婆を開業。三十五歳、一児の母でした。以後、昭和四十二年に七十

七歳で亡くなる二、三年前まで、四十年近くの間、助産婦として働きます。母子二代、世話になったというひとと少なくありません。金指さんは、「和服姿にきりと束髪を結び、黒い草のかばんを自転車後ろに付けて、忙しそうに走りまわっていた小柄なおばあさん」だったと聞きました。

一人娘の晴江さんも、昭和十七年に産婆の免許を取得。同十九年に狛江村役場に勤めて二年間、保健衛生の仕事に携わった後、助産婦として働くようになります。

金指カネさんの祖母土屋チヨさんは、岩戸北の土屋家の人（昭和五年没、享年九十歳）。助産の経験を重ねた器用な人で、岩戸の取上げ婆さんとして知られていました。新産婆ともいわれた、免許を持った産婆にかかる以前には、取上げ婆さんと呼ばれる

ひとの世話になることが多かったのです。隣家のおばさんや姑実家の母親などに取り上げてもらうこともありました。

昭和三十年代の半ばごろからは、従来の自宅出産より産院や病院での出産がふつうになりました。それ以前には、岩戸の金指さんのほか、和泉の小黒さん、平沢さん、内山さん、中嶋さん、猪方の沖山さんなど、数名のお産婆さんの名を聞くことができます。現在、狛江市の助産師会の会員は六名で、最年長の中嶋きくさん（大正十二年茨城県生まれ。昭和三十三年狛江に移り住み、翌年開業）が、若い助産師の方たちを励ましておられます。産婆というよび方は、昭和二十三年に正式には助産婦となり、いまは助産師に改称。

岩戸のなかでも、金指さんのほか、成城（旧喜多見村）の大平さんというお産婆さんにかかったひともありました。産気づいたので、妊婦の夫がお産婆さんを迎えに行ったときの話。「不動坂を下りてきたところ、暗闇の中にカサコソと音がして、だれかが後ろからついてくる。一度だけ振り返ってみたら、縞の着物を着た男だった。とうとう家に着くまでついてきた。お産婆さんは何も言わなかったけど気がついていて、あれは狐だらうって。魚など持つてはいなくとも、お産婆さんは仕事柄、何となく血なまぐさいのか、狐がついてくることあるそうだ」。こんな話は、他の地域でも聞かれるようです。

中島 恵子

（狛江市文化財専門委員）

情報公開制度

平成 18 年度の運用状況

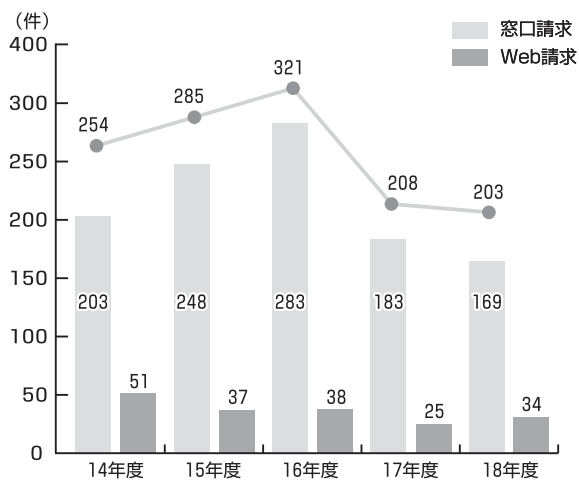
情報公開制度の平成18年度の運用状況と、過去 5 年間の実績をお知らせします。

平成18年度の情報公開請求件数は合計203件で、異議申立ては昨年度と同様 0 件でした。

〔問い合わせ〕情報課

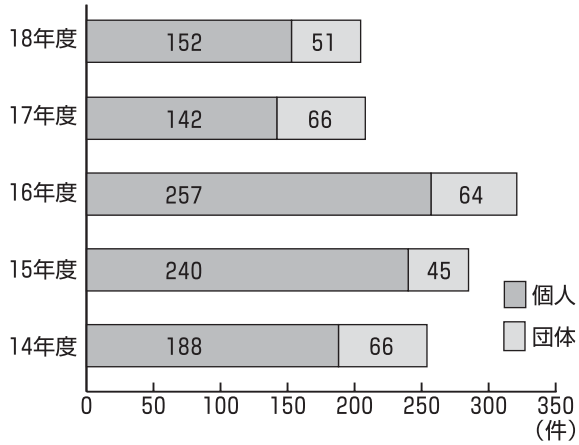
窓口・Web別請求件数

窓口・Web別請求件数と請求件数全体の関係は次のとおりです。平成18年度の窓口・Web別請求件数の割合は、窓口請求83.3%、Web請求16.7%となっています。



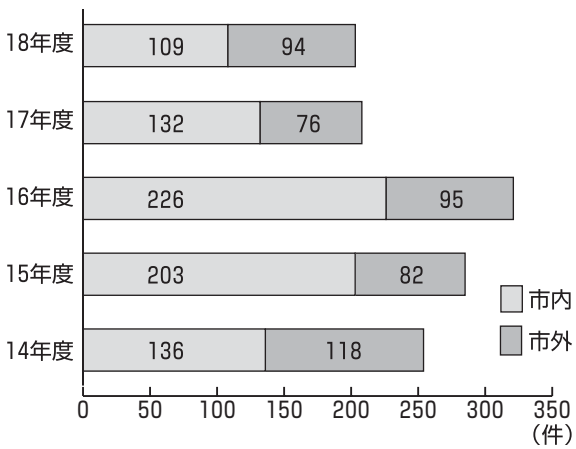
個人・団体別請求件数

平成18年度の個人・団体別請求件数の割合は、個人請求74.9%、団体請求25.1%となっています。



市内・市外在住者別請求件数

平成18年度の市内・市外在住者別請求件数の割合は、市内在住者53.7%、市外在住者46.3%となっています。



決定内容別請求件数

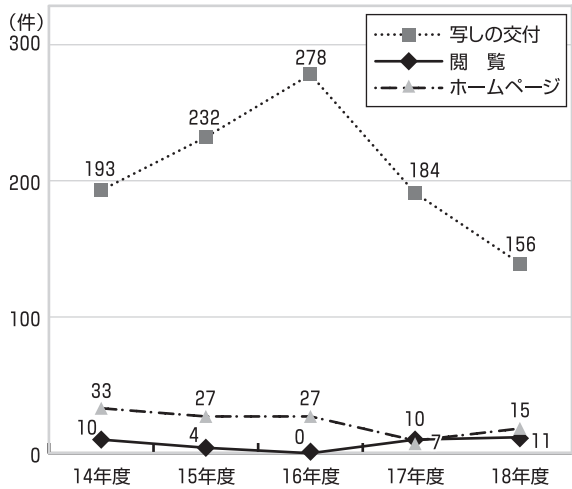
平成18年度は公開78.3%、一部公開11.3%、不存在2.0%、取り下げ8.4%となっています。

決定内容別請求件数

年 度	14年度	15年度	16年度	17年度	18年度
公 開	232	251	294	191	159
一部公開	4	12	11	10	23
非 公 開	5	6	2	0	0
不 存 在	13	8	4	2	4
取り下げ	0	6	10	5	17
仲 介	0	2	0	0	0
合 計	254	285	321	208	203

公開方法別件数

平成18年度は写しの交付85.7%、閲覧6.1%、市ホームページによる公開8.2%となっています。



公開決定した主な文書

- ・学校給食費の徴収状況に関する調査について（回答）
- ・2003年度から2005年度の全会派の政務調査費の使途を示す書類
- ・東野川 4 丁目地区計画概要

一部公開決定した主な文書

- ・農地法第 4 条・第 5 条の届出に係る処理状況簿
- ・下水道法に係る特定事業場一覧

不存在決定した主なもの

- ・いわゆる住基ネットで「横浜方式」において非通知を申し出た者のデータが、住基ネット上で「職権消除」として取り扱われたことについて、市が保有するすべての情報

市民葬儀取扱店

店 名	住 所	電 話
錦沖田ダイイチ	東和泉 1―10―3	(3430)1700
多摩式典錦狛江店	岩戸北 4―17―13	(3489)5106
錦有山葬儀社	岩戸北 3―1―10	(5497)3900
まこと式典狛江支店	東和泉 1―12―6	(3488)0667
マインズ農業協同組合狛江支店	東和泉 1―2―19	葬祭センター 042(366)7000
錦山中葬祭	中和泉 1―2―18	(5438)7680

※いずれも24時間受け付けています。

市民葬儀料金表

	区 分	A	B
祭 壇	金欄 5 段	21万7,350円	—
	彫刻 3 段		
	金欄 4 段	—	17万3,250円
霊柩車	20km まで	2 万4,250円	
	30km まで	3 万130円	
火葬料	大 人	4 万3,400円	
	小 人	2 万3,800円	
容器代	大 人	1 万1,445円（7 寸）	1 万290円（6 寸）
	小 人	5,040円	

※火葬料は非課税ですが、その他は税込料金です。
※料金表の「小人」とは、満 6 歳未満です。
※祭壇は、祭壇用品、棺および納棺用品、受付用具、焼香用具、役所手続きを含み、使用日数は 2 日以内です。

付帯料金

品 名	金 額
写真代	2 万1,000円～2 万6,250円
会葬礼状(100枚)	8,400円～1 万500円
ドライアイス	8,400円～1 万500円
花額	2 万6,250円～3 万1,500円
供物	1 万500円から
生花	1 万5,750円から
祭壇花	3 万1,500円～5 万2,500円
花輪	1 万500円～1 万5,750円
十字架	2 万6,250円から
寝台車代	実費
案内看板	3,150円から
大看板	1 万5,750円から
ハイヤー	2 万1,000円から
マイクロバス (20km まで)	3 万9,900円～4 万2,000円
テント一式 (2 間×1.5間)	6 万3,000円から

※金額は税込料金です。上記料金のほか、後飾り壇、はらい串、ハンカチ、清塩等は別料金となりますので、市民葬儀取扱店と十分打ち合わせをしてください。

※葬家の都合により数量が変動したり、必要なものと不必要なものがあり価格が変動します。

家族に万が一不幸があったとき、遺族にとって葬儀費用は、大きな負担となります。市民葬儀制度は、市民の皆さんが葬儀を行う場合に、標準的な葬儀を廉価で行い、家族の負担を軽減するための制度です。〔利用できる方〕市内で葬儀を執り行う市民

交付申請書に記入の上、「葬儀券」を受け取り、市民葬儀取扱業者に申し込みます。葬儀終了後、葬儀券に定められた料金を支払ってください。〔申請場所〕開庁時は産業生活課、閉庁時は 1 階宿直室〔料金〕左表のとおり（祭壇の仕様は A・B を選べます）〔問い合わせ〕産業生活課

市民葬儀制度をご利用ください

個人情報保護制度

平成18年度の運用状況

1 自己の個人情報に関する開示請求等

市民の皆さんは、市に対し、自己に関する個人情報の開示を求めることができます。そして、開示された自己の個人情報に事実の誤りがあった場合には、その訂正を求めることができます。さらに、市が皆さんの個人情報を、条例の規定によらずに目的外利用等をし、またはしようとしていると認める場合には、その利用等を中止するように求めることができます。

ただし、市は、法令により開示することができないと定められているものや、第三者の権利利益を侵害する恐れがあるときなどには開示しなくてもよいとされています。

平成18年度は、10件の自己に関する個人情報の開示請求がありました。これらに対し、全部を開示したものが8件、一部を開示したものが1件、非開示としたものが1件でした。一部および非開示とした決定は、いずれも不存在を理由とするものでした。

2 開示等の決定に対する救済手続き

開示請求等に対する市の決定について不服があれば、行政不服審査法の規定に基づき、不服申立てをすることができます。

不服申立てが出された場合には、第三者的な救済機関としての粕江市個人情報保護審査会において審査を行います。

平成18年度は、不服申立てはありません
でした。

3 狛江市個人情報保護審議会

狛江市個人情報保護審議会は、市の個人情報保護制度の運営を適正に行うために、市長の諮問機関として設置されています。

保有する個人情報を職務執行上の必要性から目的外に利用したり、委託先等に外部提供をしようとする場合には、条例の規定に基づき、本人の同意があるとき、法令に特別の定めがあるとき等を除き、あらかじめ審議会の意見を聴かなくてはなりません。

現在、市民、学識経験者等7人の委員で構成し、定期的に審議を行っています。

平成18年度は4回開催し、13件の諮問事項に対し審議の上、市長に答申しました。

いずれの場合にも、慎重な審議を行った上、個人情報の適切な取り扱いと適正な管理を徹底させることを条件に目的外利用および外部提供等を承認しました。

4 個人情報を利用して処理する事務(主なもの)

市民税・都民税賦課事務、軽自動車税賦課事務、国民健康保険税賦課事務、固定資産税・都市計画税賦課事務、住民異動処理事務、医療費事務、契約事務、小口事業資金貸付等事務、消費生活相談情報事務、市民保養施設利用事務、保育所保育料徴収事務、学童保育所育成料徴収事務、就学援助費事務、図書館事務、予防接種消込事務、国民健康保険事務、国民年金事務、生活保護事務

狛江市個人情報保護条例は、市が保有する個人情報についての取り扱いのルールを定めるとともに、皆さんが自己の個人情報について、開示・訂正などを求める権利を保障しています。

ここでは、条例の規定に基づき、市の個人情報保護制度の運用状況等をお知らせします。

〔問い合わせ〕 情報課

■平成18年度狛江市個人情報保護審議会諮問事項

担当課	諮 問 事 項
市民協働課	▽狛江市地域センター・地区センターの利用団体登録に係る住民基本台帳の目的外利用
総務防災課	▽狛江市消防団災害指令システムの構築に伴う電子計算処理により行う個人情報記録項目の設定および結合
市 民 課	▽戸籍のシステム化に伴う個人情報の外部提供
保険年金課	▽国民健康保険事務に係る電子計算組織の結合および伝送化の導入 ▽乳幼児医療費助成システムの導入に伴う電子計算処理により行う個人情報の記録項目の追加 ▽義務教育就学児医療費助成事業創設に伴う個人情報の目的外利用および電子計算処理により行う個人情報の記録項目の設定
産業生活課	▽狛江市農業振興計画の改定に伴う意向調査のための個人情報の目的外利用
社会福祉課	▽年金担保貸付の審査に用いるための被保護者に関する情報提供 ▽障害者自立支援給付支払システム導入に伴う個人情報の目的外利用および電子計算処理の結合
高齢福祉課	▽介護給付費適正化に伴う医療給付費情報（老人保健受給者番号）の目的外利用および外部提供
環境改善課	▽狛江市公共下水道使用料徴収事務の委託に伴う個人情報の外部提供
学校教育課	▽市内小学校への防犯カメラ設置に伴う個人情報の収集とその取り扱い
社会教育課	▽社会教育関係団体登録および社会教育関係施設利用団体登録に係る住民基本台帳の目的外利用

5 平成18年度に追加した電子計算処理
により行う個人情報の記録項目

平成18年度は、狛江市消防団災害指令システムの構築、乳幼児医療費助成システムの導入および義務教育就学児医療費助成事業の創設に伴い、次の項目を追加しました。
※なお、電子計算処理により行う個人情報の記録項目については、市ホームページでも公表します。

▽狛江市消防団員、市消防団担当職員および東京消防庁狛江消防署指揮隊員の氏名、携帯電話のメールアドレス

▽乳幼児医療費助成制度受給対象者の他の医療制度の受給資格情報、受給対象者の加入医療保険、保護者金融機関情報

▽義務教育就学児医療費助成制度受給対象
者氏名、受給対象者生年月日、受給対象者
加入医療保険情報、受給者の他の医療制度
受給状況、受給者住定日、受給者住定理由、
受給者の保護者氏名、受給者の保護者住所、
受給者の保護者生年月日、受給者の保護者
所得情報、受給者の保護者連絡先、受給者
の保護者住定日、受給者の保護者の金融機
関口座情報

私たちの暮らしと個人情報

平成17年4月に個人情報の保護に関する法律が全面施行となり、個人情報保護に関する意識が高まると同時に、民間事業者における取り組みも進んできました。

しかしながら、官民を問わず個人情報
の漏えい事故は後を絶ちません。法律の
趣旨の誤解も相まって、過剰ともいえる
反応がみられ、市民の皆さんや団体から
のご相談なども多く寄せられています。

法律の目的はあくまで、現代社会における個人情報の有用性に配慮しながら、

個人情報に関する相談窓口

▽市役所へのご相談は

- ・市の個人情報保護制度については情報課
- ・個人情報不正に利用された、団体で名簿を作りたい等でお困りのときは消費生活相談
(毎週月～金曜日午前10時～正午、午後1時～3時)

▽東京都へのご相談は

- ・東京都生活文化スポーツ局情報公開課 ☎ (5388) 3160
・東京都消費生活総合センター
新宿区神楽河岸1-1 セントラルプラザ16階 ☎ (3235) 1155

個人情報 を 適正に 取り扱うためのルール
を 定める ことです。「個人情報 そのもの」
を 保護する 法律では ありません。

個人情報とは、保護と利用のバランスが大切です。ご自身の個人情報を自分で守る意識を持ち、むやみに提供しないようにすること、また、事業活動や団体などで個人情報を利用する場合には、法の趣旨を理解された上で、適正に取り扱うことが必要です。



健康と衛生



■1歳6カ月児健康診査

〔日時〕9月3日(月)受付時間は午後1時～1時30分〔会場〕あいとびあセンター〔対象〕平成18年2月生まれの幼児〔持ち物〕母子健康手帳・問診票・保険証・現在使っている幼児の歯ブラシ※対象者には個別に問診票を送付しています。

〔問い合わせ〕健康課 ☎（3488）1181

■3歳児健康診査

〔日時〕9月13日(木)受付時間は午後1時～1時30分〔会場〕あいとびあセンター〔対象〕平成



■乳がん・子宮がん検診

左表のとおり実施します。直接実施医療機関に予約の上、受診してください。

なお、乳がん検診は視診・触診後、指定日にマンモグラフィを行うセット検診となります。

〔問い合わせ〕健康課 ☎（3488）1181



■BCG接種

〔日時〕9月4日(火)受付時間は午前10時～10時30分〔会場〕あいとびあセンター〔対象〕生後3～6カ月未満（3月6日～6月5日生まれ）の乳児〔持ち物〕母子健康手帳・予防票・髪の毛をまとめるゴム・ピン等

〔問い合わせ〕健康課 ☎（3488）1181



■ワンポイント栄養教室「メタボリックシンドローム」

管理栄養士による話や調理実習を通して自分の食生活を考えてみませんか。

〔日時〕9月12日(水)受付時間は午前10時15分～10時30分（午後1時終了予定）〔会場〕あいとびあセンター〔定員〕先着24人

〔持ち物〕エプロン・三角巾・ふきん・筆記用具〔参加費〕300円（材料・資料代）※試食あり。保育はありません。

■育児学級

生後5・6カ月ごろの乳児の保育と離乳食について勉強します。

〔日時〕9月6日(木)受付時間は午後1時～1時20分（3時30分終了予定）〔会場〕あいとびあセ

ンター〔持ち物〕母子健康手帳・筆記用具・バスタオル・乳児の飲み物など。

〔申し込み・問い合わせ〕健康課 ☎（3488）1181へ。

■マタニティ講演会

妊娠中の心と体に関すること、お兄ちゃんお姉ちゃんになる子どもへの心について学びます。

〔日時〕9月9日(日)午前10時～正午〔会場〕あいとびあセンター1〔対象〕2人目以降を妊娠中のお母さんとお父さん〔定員〕先着15組（一人での参加可）

〔講師〕佐味光子さん（カウンセラー）※保育あり。申し込み時に予約をしてください（先着8人）。

〔申し込み・問い合わせ〕健康課 ☎（3488）1181へ。

■9月の介護予防普及啓発事業

〔日程・内容〕▽6日(木)「健康体操教室と防災」▽13日(木)「健康体操教室と応急救護」▽20日(木)「健康体操教室と有料老人ホーム事情」▽26日(水)「健康体操教室」〔時間〕各日午後1時30分～3時〔定員〕各日先着20人

〔講師〕「健康体操教室」は在宅介護支援センター職員、6日(木)「防災」・13日(木)「応急救護」は池永栄一さん（狛江消防署猪方出張所所長）、20日(木)「有料老人ホーム事情」は森田肇さん（有料老人ホーム事情）は森田肇さん（有料老人ホーム）あいらいふ相談員）※教室開催中の水分は、各自で準備してください。

〔申し込み・問い合わせ〕8月16日(木)から在宅介護支援センターこまえ苑 ☎（3489）2417へ。

■第6回にゃんにゃんセミナー

〔日時〕9月16日(日)受付時間は午後1時～1時20分（4時終了）〔会場〕あいとびあセンター〔内容〕「猫の飼育ガイドライン」作成に向けて、飼育猫の適正な飼育および飼い主のいない猫との共存を目指したルール作りを考える〔講師〕工藤久美子さん（NPOねこだすけ代表）

〔問い合わせ〕狛江地域ねこの会 ☎（3488）3703

【講話と調理実演】「ごはんを心に和食を」季節の食材で旬を伝える

〔日時〕9月18日(火)午後2時～4時〔会場〕二葉栄養専門学校（武蔵野市吉祥寺本町2-11-2）〔対象〕飲食店などの調理関係者〔定員〕先着50人〔講師〕山田庄一郎さん（二葉栄養専門学校日本料理専門調理師）〔参加費〕500円※試食あり。

〔申し込み・問い合わせ〕多摩府中保健所 ☎042（362）2334へ。



■育児相談

育児に関する悩みや相談、お母さん自身の心や体のことなど気軽に相談ください。

〔日時〕8月29日(水)午前9時30分～11時30分〔会場〕あいとびあセンター〔持ち物〕母子健康手帳

〔問い合わせ〕健康課 ☎（3488）1181



小児初期救急
平日夜間診療

〔診療日〕月～金曜日（当院の休診日は除く）

〔受付時間〕午後7時～9時30分

〔対象〕15歳以下の急病のお子さん

※事前に電話をしてから受診
○慈恵第三病院内「狛江調布小児初期救急平日準夜間診療室」

☎（3488）2061



休日診療

〔診療日〕19日・26日

〔受付時間〕午前9時～11時30分・午後1時～4時30分〔会場〕あいとびあセンター

○休日応急診療所

☎（3488）9121

○休日歯科応急診療所

☎（3488）9171

○休日診療薬局

☎（3488）1519

24時間
医療機関案内



○狛江消防署

☎（3480）0119

○ひまわり

☎（5272）0303

インターネットhttp://www.himawari.metro.tokyo.jp/

以下は広告枠です

『新築そっくりさん』

とは、ご家族の夢を実現する住友不動産の“新・建て替えシステム”です。

◆◆◆◆◆「新築そっくりさん」6つの安心 ◆◆◆◆◆

- ① 新潟中越地震で実証された耐震補強 ③ 完全定価制で予算オーバーなし ⑤ 住みながらの施行が可能
② 費用は建て替えの半分（※当社比） ④ 専属棟梁による直接施行 ⑥ 工期も建て替えの半分（※当社比）

住友不動産 新築そっくりさん
調布営業所
〒163-0210 東京都新宿区西新宿2-6-1 新宿住友ビル10F
建設業許可番号 国土交通大臣許可（特-17）第4638号
一級建築士事務所 東京都知事登録第50008号

見学会、相談会を市内で予定しています。詳細はお問い合わせください。

お問合せは **0120-059-688**
FAX **03-3346-7331**
http://www.sokkuri3.com

資料請求券
07-08

安心と信頼で40余年

生前のご相談・お見積も承ります

くらしの友 調布総合斎場

万が一のときは、365日24時間受付
調布市布田6-23-1 ☎042-487-4241

経済産業大臣表彰受賞 消費者志向優良企業（平成7年度・12年度）

狛江市民まつりを11月11日
(日)（一部、10日(土)午後零時30
分から）市役所前市民ひろば、
中央公民館、第一小学校、市
民グラウンドの会場で行います。
これに伴い、次のとおり募
集します。

展示・出演

ワステージ出演団体 技芸、
演芸などをステージで披露し
てみませんか。プロ・
アマは問いません
(準備・片付け含め
20分以内を予定)。
▽パレード参加団体
今年も「民謡流し
踊り」を行います。
▽文化祭関係 団体
活動の展示を行いた
い団体

〔対象〕市内在住・
在学・在勤の小学生
以上の団体（パレ
ードのみ個人での参加
可）
※応募多数の場合は
企画委員会で決定
〔申し込み〕いずれ
も8月24日(金)（平日
午前8時30分～午後5時）ま
でに市民まつり事務局（市民
協働課）へ。

出 店

〔対象〕団体（活動拠点が市
内で実績のある団体）と一般
（市内在住）※団体優先
〔出店時間〕午前9時～午後
3時30分
〔条件〕会場は、第一小学校
事務局（市民協働課）

狛江市民まつり

参加者(団体)募集

第31回

校庭・市役所スロープ・市役
所駐車場（火気使用禁止）で、
1区画2・7m×3・6mの
予定です。1区画につき1店
舗のみの出店となります。
〔運営協力金〕1店舗5,0
00円。テント1張7,00
0円、テーブル1机2,00
0円、いす1脚500円であ
つせんします。電気の配線は
ありません。出店場所抽選会
以降の返金はいま
せん。

〔申し込み〕8月22
日(水)（必着）までに
便せん等に責任者氏
名・住所・電話番号
（当日連絡可能な携
帯電話番号も記入）・
出店内容・火気使用
の有無・希望する出
店場所（前記3会場
の中から希望順に）
・団体の場合は団体
優先の判断のために、
団体名・団体登録番
号と主な活動実績等
を記入し、返信用封
筒（90円切手を貼付
あて先記入）を同封
の上、〒201-8585狛
江市役所内市民まつり事務局
へ（持参可）。

団体は1通、個人は一世帯
1通に限ります。虚偽の記載、
書類不備等の場合は無効です。
当選者には抽選結果・出店
申込案内等を同封の返信用封
筒で返送します。
〔問い合わせ〕市民まつり事
務局（市民協働課）

ひったくり被害が増えています

市内での「ひったくり」の被害が、今年上半年だけで、すでに昨年1年間の発生件数に迫る勢いで発生しています。

ひったくりは、皆さんのちょっとした心掛けで未然に防ぐことができます。普段から防犯対

ひったくり被害に遭わないために

ひったくり犯は、後方からバイクや自転車に乗ってくる場合が多く、若い女性や高齢者が狙われやすいようです。人通りの少ない道や銀行等から出たときは特に注意しましょう。

▽自転車のかごにバッグを置いていて被害に遭った ひったくり防止ネットをつける、雑誌などを上に載せるなど、犯人が容易にバッグをつかめないような

策を心掛け、被害に遭わないようご注意ください。

万が一、ひったくりに遭ったら大声を上げ、すぐに「110番」。犯人の特徴を警察へ知らせましょう。

〔問い合わせ〕総務防災課



対策をしましょう。

▽バッグを肩に掛け、歩いていたらとろ被害に遭った バッグは道路側でなく、建物側・壁側で持つ、たすき掛けにするなど持ち方を工夫しましょう。

町別・犯罪別被害発生状況 平成18年（1～12月）

町 別	空き巣	ひったくり	振り込め詐欺	子供対象犯罪	自転車盗難	車上ねらい	合 計
岩戸北	15	2	0	0	43	3	63
岩戸南	13	3	3	1	22	5	47
東野川	8	0	1	0	12	4	25
西野川	2	0	1	0	22	3	28
和泉本町	4	2	2	1	43	8	60
中和泉	30	1	2	0	40	6	79
西和泉	0	0	0	2	7	3	12
東和泉	28	0	1	0	50	5	84
元和泉	15	2	0	3	73	6	99
駒井町	5	1	1	0	4	3	14
猪方	10	1	1	0	25	4	41
合 計	130	12	12	7	341	50	552
前 年 比	15	△12	—	—	△2	19	—

町別・犯罪別被害発生状況 平成19年（1～6月）

町 別	空き巣	ひったくり	振り込め詐欺	子供対象犯罪	自転車盗難	合 計	前年比
岩戸北	2	0	1	0	14	17	△16
岩戸南	4	1	0	0	11	16	△5
東野川	2	2	0	0	13	17	11
西野川	6	2	0	0	3	11	△9
和泉本町	2	0	1	0	13	16	△15
中和泉	1	2	1	0	8	12	△22
西和泉	0	0	0	0	1	1	△3
東和泉	1	1	2	0	26	30	△20
元和泉	2	1	1	0	34	38	△20
駒井町	2	2	0	0	1	5	△1
猪方	3	0	0	0	6	9	△9
合 計	25	11	6	0	130	172	△109
前 年 比	△36	5	△1	△7	△70	△109	

住民交流
友好都市

山梨県小菅村 ⑤

～多摩川を生かした連携を目指して～

小菅村は、東京都奥多摩町と境を接する県境の地にあり、大菩薩嶺に源を発する多摩川水系小菅川流域の水源の村です。周囲を高山に囲まれ、総面積52.65km²、内94%が山林で耕地はわずか1・2%にすぎません。急峻な地形ですが多摩川の源流の村として豊かな自然は広く人々の憩いの場となり、都民の貴重な水がめの役割も果たしてきました。



小菅村中心部

源流 夢づくり小菅村 憩い、守り、集う源流のさここすげ

村の原形が形成されました。

昭和32年の小

河内ダム完成以降は、交通の便や立地条件等から生活圏、商圏は東京圏と密接な係わりを持つようになりました。

産業構造は、昭和40年代前半まではこんにゃく、わさび、スギ、ヒノキを中心

として、源流域の未来に向けて、新しい交流の村づくりを展開しています。

住民交流友好都市の狛江市の皆さんには自然豊かな小菅村を知っていただき、自然の素晴らしさを体験していただきたいと思っています。

〔問い合わせ〕小菅村総務課 ☎0428(87)0111

ふるさと友好都市 新潟県山形町 ⑤

～20年目の交流をむかえて～

中越地震から3年目を迎え、復旧・復興への努力を続けている中で、去る7月16日午前10時13分、新潟県中越地区は再び大きな地震に襲われ、当町においても震度5弱を観測しました。幸いにも目立った被害はありませんでしたが、町民が受けた精神的なショックは相当なものでした。

現地の被災された方々の一日も早い生活再建と復旧を祈りながら、3年前の被災体験を生かし、町を挙げてできる限りの支援に努めているところです。



えちご川口ホテルサンローラ

口ホテルサンローラ」として、7月21日に営業を再開しました。年内には、研修棟も完成します。

ホテルは、温泉施設「川口温泉」に隣接して建設され、ロビー、レストラン、展望浴場のほか、客室（19室）はゆったりとした空間で充実したリゾート気分を満喫できます。

客室や浴場からは、信濃川と魚野川の合流点や河岸段丘が一望でき、雄大な景観が魅力のひとつで、交流の拠点として県内外からの誘客に大きな期待を寄せています。

9月に実施する「よりあいつこ事業」では、市内各地域センターの皆さんからご利用いただくことになっていますが、多くの市民の皆さんのご利用をお待ちしています。

※宿泊棟の予約は、「えちご川口ホテルサンローラ」 ☎0258(89)3000へ。

〔問い合わせ〕川口町企画商工課 ☎0258(89)3112